

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年9月5日
事業者の氏名又は名称	岡山丸善運輸株式会社(法人番号4260001009936)(代表者 亀谷睦)
事業者の所在地	岡山県玉野市槌ヶ原2084-1
営業所の名称	香川営業所
営業所の所在地	香川県三豊市三野町下高瀬50番地1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和5年5月31日及び同年6月8日、同年6月12日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(4)運行指示書を作成していなかったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p> <p>(5)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p> <p>(6)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(7)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(8)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年9月12日
事業者の氏名又は名称	ロットサービス株式会社(法人番号5470002008808)(代表者 横川和弘)
事業者の所在地	香川県高松市朝日町5丁目4番33号
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市朝日町5丁目4-33
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和5年6月23日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第8条)</p> <p>(2)運転者等台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(3)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年9月19日
事業者の氏名又は名称	神徳運送株式会社(法人番号7480001005010)(代表者 市橋吉男)
事業者の所在地	徳島県鳴門市大麻町東馬詰字南開22-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県鳴門市大麻町東馬詰字南開22-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和5年7月26日及び同年9月11日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(3)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(4)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(5)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年9月22日
事業者の氏名又は名称	阿波池田通運株式会社(法人番号6480001007461)(代表者 松田誠祐)
事業者の所在地	徳島県三好市池田町シマ684-2
営業所の名称	池田営業所
営業所の所在地	徳島県三好市池田町シマ684-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和5年7月11日及び同年8月22日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(6)運行指示書の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の3第4項)</p> <p>(7)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	8点
違反点数(事業者)	8点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年9月22日
事業者の氏名又は名称	株式会社千照運輸(法人番号3500001002355)(代表者 大野照旺)
事業者の所在地	愛媛県東温市見奈良字柚壽之木1241-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県東温市見奈良字柚壽之木1241-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(160日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号、第4項、第60条第1項
違反行為の概要	<p>令和5年1月31日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3)</p> <p>(2)整備管理者に対して、法令で定められた研修を受講させていなかったこと(安全規則第3条の5)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者等台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(7)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	16点
違反点数(事業者)	16点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。